第二項		第七条の十四の三に規定する共済制度とし、同項第六号
	第七条の十五の七	第七条の十四の三に規定する共済制度とし、同項第五号イに規定する政令で定める生命保険契約は第七条の十五の二第一項に規定する生命保険契約とし、同号ハに規定する政令で定める生命保険契約は第七条の十五の二第二項に規定する生命共済に係る契約とし、同号ニに規定する政令で定める保険契約は第七条の十五の二第三項に規定する保険契約とし、同号ハに規定する政令で定める生命共済に係る契約に類する共済に係る契約は、第七条の十五の二に規定する契約とし、同号ホに規定する退職年金に類する契約で政令で定めるものは第七条の十五の五に規定する契約とし、法第三百十四条の二第一項第五号の二に規定する年金で政令で定めるものは第七条の十五の六第一項に規定する政令で定める契約とし、同号ハに規定する政令で定める要件は第七条の十五の六第二項に規定する政令で定める要件とし、法第三百十四条の二第一項第六号
第三項	第七条の十五の九第四項の規定は法第三百十四条の二第八項第三号ロに規定する政令で定めるものについて、第七条の十五の十二の規定は同項第四号に規定する年金を給付する定めのある契約で政令で定めるものについて、第七条の十五の十三の規定は同号ハに規定する政令で定める要件について、第七条の十五の十二中「法第三十四条第八項第一号イ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号イ」と、「法第三十四条第八項第一号ロ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ロ」と、「法第三十四条第八項第一号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第八項第一号ハ」と、「法第三十四条第一項第五号ハ」とあるのは「法第三百十四条の二第一項第五号ハ」と読み替えるものとする	法第三百十四条の二第八項第二号に規定する政令で定める共済に係る契約は、第七条の十五の九に規定する契約とする

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　　直　人

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
内閣総理大臣　菅　　直　人

政令第四十五号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表十八号の項中「四百五十七番の一」を「四百五十七番六」に改め、同表二十一号の項中「大字山野内字西洞五百九十七番の一」を「山野内字西洞五百九十六番一」に改め、同表四十二号の項中「静岡県浜名郡新居町浜名」を「湖西市新居町浜名」に、「湖西市」を「同市」に改め、同表百十二号の項中「二十番二十六」を「二十番二十五」に改め、同表百七十一号の項中「一番の四」を「三百五番」に改め、同表二百四十六号の項中「千五百七番」を「千五百七番三」に改め、同表二百九十八号の項中「大字新倉字江川」を「新倉七丁目」に改め、同表三百二号の項中「大高町字中平部三十番の一」を「有松南百一番一」に改め、同表四百七十五号の項中「字中の山千九百九番の五」を「字中ノ山千九百二十五番一」に改め、同表五百六号の項中「豊見城市字名嘉地屋無垣原百三十七番三」を「那覇市字鏡水水溜屋原千十一番一」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　　直　人

政令第四十六号

建築基準法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月三十日

内閣総理大臣　菅　　直　人

建築基準法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条（同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）及び同項の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「、ボルトが緩まないように次の各号のいずれかに該当する措置を講じたボルト接合（延べ面積が三千平方メートルを超える建築物又は軒の高さが九メートルを超え、若しくは張り間が十三メートルを超える建築物であつて」を削り、「接合方法、」を「接合方法に、」に、「接合方法に」を「接合方法に、それぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。